

鎌倉「よもやま話」

No.11 2026年4月号

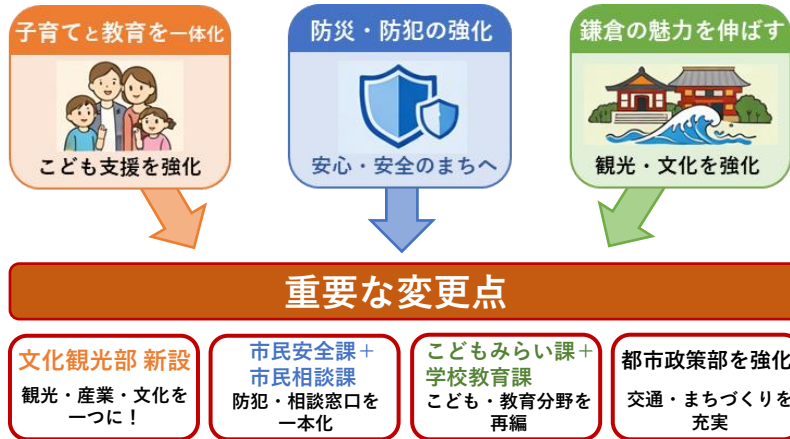
2026年4月26日(日)発行

鎌倉「よもやま話」は鎌倉に関する情報を特定の話題にこだわらず発信しています。

行政 2026年 鎌倉市役所組織変更

●鎌倉市役所の組織と名称が変更されました！

令和8年(2026年)4月1日付けで鎌倉市役所は、より分かりやすく使いやすい市役所を目指して、**組織と名称が変更されました。**
令和8年度を初年度とする、鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」及び鎌倉市基本計画「鎌倉市ミライ共創プラン2030」を推進するための組織体制を構築するため、そして、市民や事業者にも**分かりやすい組織及び名称**とすることを目的としています。



今回の組織見直しは、

- 👉 バラバラだった機能を「まとめる」
- 👉 分かりにくい名前を「分かりやすく」
- 👉 子育て・防災・観光を「強化」

詳しくは👉



出典：鎌倉市市役所HP「令和8年(2026年)4月1日付け組織の見直しについて」
https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/raisei/20260401.htm?utm_source=web&utm_medium=on&utm_campaign=20260401&utm_content=08_001



強く・やさしく・美しい街 鎌倉の実現

発行者：鎌倉の未来を守る会

代表 柳田 幸輝（やなぎだ ひでき）

連絡先：090-2637-9918

：hideki.yanagida1@gmail.com

今回の改革は次の3つが柱です。

- ① 子育てと教育を一体化し、妊娠～中学卒業まで切れ目なく支援
👉 「こども中心」の体制へ
- ② 防災・防犯を強化。津波や犯罪などへの対応を強化
👉 安全安心の部署をまとめて強化
- ③ 鎌倉の魅力を伸ばす文化・観光・産業・スポーツを連携
👉 観光都市としての力を強化

ここがポイント！

- ① 「文化観光部」が新設
これまでバラバラだった文化・観光・産業・スポーツ
👉 1つの部に集約。観光と産業を一体で強化/鎌倉ブランドを伸ばす
- ② 防犯・市民相談の一本化
・「市民安全課」新設
・「市民相談課」に名称変更
👉 相談・防犯・消費生活などを纏め、どこに相談すればいいか分かりやすく
- ③ 子ども・教育分野の整理名称変更
・こども支援課 → こどもみらい課
・保育課 → 保育・幼稚園課
・教育指導課 → 学校教育課
👉 「役割が分かる名前」に変更
- ④ 都市・まちづくりの再編
・「都市政策部」を強化
・「交通計画課」など新設
👉 交通・土地利用などをまとめて対応
- ⑤ 福祉の再整理
・福祉総務課 → 福祉政策課
・高齢者いきいき課 → 高齢者支援課
👉 制度より「支援内容」が分かる名称へ
- ⑥ 名前のわかりやすさ重視
・ごみ減量対策課 → ごみ対策課
・商工課 → 産業課
👉 市民目線で「何をやってるか」が分かる名前に変更



2026年 鎌倉市が変わります！

市民視点の市役所への転換に期待が高まります！

●「2026縁えんむすびカード(5,000円分カード型商品券)」

鎌倉市では、国の物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金を活用し、食料品価格の高騰に対する生活支援と市内経済の活性化を目的として「2026縁むすびカード」事業を実施します。本事業では、市民の家計を支援するとともに、市内での消費を促進するため、**全市民に1人当たり5,000円分のカード型商品券が配付**されます。

名称 : 2026縁むすびカード
※キャッシュレス決済サービスを利用したカード型商品券。
※市内の取扱店舗でのみ利用できます。

対象者 : 令和8年4月1日時点で鎌倉市に住民登録がある市民

配付時期 : 令和8年6月上旬より順次配付

利用期間 : 令和8年6月17日～令和8年9月16日

問合せ : 鎌倉市「2026縁むすびカード」コールセンター
電話番号 : 0120-811-766
(平日午前9時00分から午後5時00分まで)

※商品券利用期間の6月17日から9月16日までは土日祝含む
午前9時00分から午後8時00分まで受付

※利用方法や取扱店舗の情報は専用ホームページから順次更新されます。

地元をつなぐ、おかいもの
2026縁むすびカード
2026 ENMUSUBI CARD



出典 : 鎌倉市2026縁むすびカード専用HP「地元をつなぐ、おかいもの2026縁むすびカード」
<https://main.dvm5596s0pih6.amplifyapp.com/>

出典 : 鎌倉市役所HP「2026年度電子商品券「2026縁(えん)むすびカード」」
<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/shoukou/enmusubi2026.html>



●鎌倉市で「指定難病」の方が受けられる支援

鎌倉市で「指定難病※」の方が受けられる支援は、大きく分けて

①医療費の支援 ②福祉サービス ③生活・相談支援 ④在宅・施設サービスの4つになります。※令和8年4月の時点で348の疾患があります。

① 医療費の支援 (最も重要)

■ 指定難病医療費助成制度

- ・対象 : 国が定めた「指定難病」
- ・内容 : 医療費の自己負担を軽減 (原則2割 + 上限あり)
- ・必要 : 受給者証の取得

👉 まず**最優先で申請**すべき制度です。

👉 窓口 : 保健所 (鎌倉保健福祉事務所)



指定難病一覧

② 障害福祉サービス (難病も対象)

難病は**障害者総合支援法**の対象に含まれており、以下のサービスが利用可能。

■ 在宅で受けられる支援

- ・居宅介護(ヘルパー)・重度訪問介護・同行援護(外出支援)・行動援護

👉 食事・入浴・通院・外出などを支援

■ 生活を支えるサービス

- ・短期入所(ショートステイ)・施設入所支援・グループホーム(共同生活援助)

👉 介護者の負担軽減や生活の場の確保

③ 経済的支援

難病そのものの手当は限られますが、条件により利用可能です。

- ・障害年金・特別障害者手当・医療費控除・生活保護(必要に応じて)

※難病は「障害者手帳が取れないケースもあり支援が限定される場合あり」

④ 相談・情報支援

■ かながわ難病相談・支援センター

- ・療養・仕事・生活の相談・制度の案内・就労や社会参加の支援

👉 神奈川県内の難病支援の中心的窓口

⑤ 鎌倉市での申請・相談窓口

- ・市役所 障害福祉課
- ・鎌倉保健福祉事務所 (医療費助成)
- ・地域包括支援センター (高齢者)

「制度は「知っている人が得をする」仕組みです。ぜひご活用ください。」

出典 : 神奈川県HP「神奈川県 指定難病医療費助成制度」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/cnt/f531594/index.html>

出典 : 神奈川県HP「難病療養の公的支援ガイドブック」

<https://www.kanagawa-nanbyo.com/asset/cnt/uploads/2021/04/nanbyouryou.pdf>

出典 : 鎌倉市役所HP「福祉の手引」

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/syougaijisha/documents/202604fukushinotebiki.pdf>

